

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setagaya-sr.main.jp/>

今月のテーマ

- 申告期限の延長について
- 雇用調整助成金の上乗せ給付について
- 雇用調整助成金の申請手続きの簡素化

労働保険の年度更新期間・障害者雇用納付金の申告・納付期限の延長

今年度の労働保険の年度更新期間について、新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、従来は6月1日～7月10日とされていましたが、今年度は6月1日～8月31日に延長されることとなりました。

また、障害者雇用納付金の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来は5月15日とされていた期限を6月30日に延長することとなりました。

雇用調整助成金の上乗せ給付について

新型コロナウイルスの感染拡大で業績が悪化した企業が従業員を休ませた場合に支給される「雇用調整助成金」の上乗せ給付について、新型コロナ特措法に基づく要請に応じて休業や営業時間短縮をしたことを条件に中小企業への助成率を10割に引き上げることとされました。今回の上乗せ拡大では、休業手当として従業員に賃金の100%か、助成の上限として定める日額8,330円以上を支払っていることが前提となります。

この措置は、政府の緊急事態宣言発令後の4月8日にさかのぼって適用されます。

また、特措法に基づく休業要請を受けていない中小企業に対しても、解雇しないことを条件に、助成を上乗せし、労基法で定める60%を超える手当部分を国が全額負担することとされました。

雇用調整助成金の申請手続きの簡素化 (2020年5月6日時点)

雇用調整助成金の申請がさらに簡素化されることとなりました。5月6日時点で公表されている概要は以下のとおりです。

1. 小規模の事業主（概ね従業員20人以下）については、「実際の休業手当額」を用いて、助成額を算定。

※ 「実際に支払った休業手当額」×「助成率」＝「助成額」

2. 小規模の事業主以外の事業主についても、助成額を算定する際に用いる「平均賃金額」の算定方法の大幅に簡素化。

(1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて1人当たり平均賃金を算定。

※ 源泉所得税の納付書における俸給、給料等の「支給額」及び「人員」の数を活用し、

1人当たり平均賃金（「支給額」÷「人員」）を算出。

(2) 「所定労働日数」を休業実施前の任意の1か月をもとに算定できる。